令和二年政令第三百十三号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法 律施行令

含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。 る法律(令和二年法律第六十号)第三十条第二項 (同法第三十一条第二項において準用する場合を 十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定 法律(以下「法」という。) 第三条第五項の政 内閣は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関す (賃貸住宅管理業者の登録の更新の手数料) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する

場合にあっては、一万八千円)とする。 して法第三条第二項の登録の更新の申請をする 術を活用した行政の推進等に関する法律(平成令で定める額は、一万八千七百円(情報通信技 (法第十三条第二項の規定による承諾に関する により同項に規定する電子情報処理組織を使用 3

第二条 法第十三条第二項の規定による承諾は、 法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内 って得るものとする。 及び第二項において「書面等」という。)によ 交通省令で定めるもの(次項並びに次条第一項 の情報通信の技術を利用する方法であって国土 面又は電子情報処理組織を使用する方法その他 容を示した上で、当該賃貸住宅の賃貸人から書 住宅の賃貸人に対し同項の規定による電磁的方 ころにより、あらかじめ、当該承諾に係る賃貸 賃貸住宅管理業者が、国土交通省令で定めると 2

3 貸住宅の賃貸人から再び前項の承諾を得た場合 てはならない。ただし、当該申出の後に当該賃 あったときは、当該電磁的方法による提供をし る電磁的方法による提供を受けない旨の申出が から書面等により法第十三条第二項の規定によ であっても、当該承諾に係る賃貸住宅の賃貸人 賃貸住宅管理業者は、前項の承諾を得た場合 この限りでない。

法第十三条第二項の規定を準用する場合につい て準用する。 前二項の規定は、法第十四条第二項において

手続等) (法第三十条第二項の規定による承諾に関する

第三条 法第三十条第二項の規定による承諾は の規定による電磁的方法による提供に用いる電 貸借契約の相手方となろうとする者に対し同項 ろにより、あらかじめ、当該承諾に係る特定賃 特定転貸事業者が、国土交通省令で定めるとこ

> 定賃貸借契約の相手方となろうとする者から書 面等によって得るものとする。 磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該特

2 あっても、当該承諾に係る特定賃貸借契約の相 は、この限りでない。 なろうとする者から再び前項の承諾を得た場合 当該申出の後に当該特定賃貸借契約の相手方と 的方法による提供をしてはならない。ただし、 を受けない旨の申出があったときは、当該電磁 十条第二項の規定による電磁的方法による提供 手方となろうとする者から書面等により法第三 特定転貸事業者は、前項の承諾を得た場合で

いて準用する。 て法第三十条第二項の規定を準用する場合につ 前二項の規定は、法第三十一条第二項にお

則

(施行期日)

1 定の施行の日 行する。 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規 (令和二年十二月十五日) から施

における経過措置) (法附則第二条第一項の規定の適用がある場合

ができる者を賃貸住宅管理業者とみなす。 及び第十四条の規定の適用がある場合における 第一項の規定により賃貸住宅管理業を営むこと 第二条の規定の適用については、法附則第二条 法附則第二条第二項の規定により法第十三条

三号) 則 (令和三年四月二一日政令第一四

日)から施行する。 に関する法律の施行の日 この政令は、賃貸住宅の管理業務等の適正化 (令和三年六月十五